# 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング (議事要旨)

## (開催要領)

- 1 日時 平成27年3月9日(月)10:18~10:47
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

## <WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長

大阪大学社会経済研究所招聘教授

委員 阿曽沼 元博

医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表

委員 坂村 健 東京大学大学院情報学環·学際情報学府教授

委員 鈴木 亘 学習院大学経済学部経済学科教授

#### <関係省庁>

田原 康生 総務省総合通信基盤局電波部電波政策課長

星野 哲雄 総務省総合通信基盤局電波部電波政策課周波数調整官

大江 慧知 総務省総合通信基盤局電波部電波政策課第一計画係長

伊藤 英知 総務省総合通信基盤局電波部移動通信課長補佐

## <事務局>

富屋 誠一郎 内閣府地方創生推進室長代理

藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長

松藤 保孝 内閣府地方創生推進室参事官

## (議事次第)

- 1 開会
- 2 議事 無人航空機の長距離飛行等を可能とするための電波法令の規制緩和
- 3 閉会

○藤原次長 少し時間が過ぎまして、申し訳ございません。

国家戦略特区のワーキンググループを始めさせていただきます。

ワーキンググループの先生方とリードされている平副大臣と小泉政務官でいらっしゃいますが、近未来技術実証特区検討会を開かせていただいておりまして、第3回目になりますが、お手元にございます、それぞれの技術分野で多くの提案をいただいたのですが、共通項ということで、今後、少なくとも特区において実現すべき改革事項という中に、自動

飛行のところでございますけれども、おいでいただいております総務省の関係で、電波法の関係があるものですから、これについて、特に現行法令等も確認させていただいた上で、 委員の方々と意見交換をしていただくことにしたいと思っております。

八田座長、よろしくお願いいたします。

○八田座長 早朝からお越しくださいまして、ありがとうございます。

この問題はメディアでも大きな関心を呼んでいる問題ですけれども、これについての各 省の御説明をお願いたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○田原課長 総務省でございます。よろしくお願いいたします。

総務省の関係で申し上げますと、お配りいただいている1枚目だと、2つ目の〇になりますけれども、電波法の関係でございます。

私どもも、特区提案の詳細のところは伺っておりませんけれども、こちらに書いてあるような周波数の話、あとは出力の話といろいろと御意見が出ていると承知しているところでございます。

本日でございますけれども、簡単な資料を用意させていただいております。電波法令の 基本的な手続のところになりますけれども、これについてざっと御説明をさせていただけ ればと思います。

お手元のパワーポイントの資料をおめくりいただいて、1ページ目、「ロボット等による電波の利用」と書いてございますが、基本的に電波利用のときの手続を書いてございます。

電波を使用する場合、原則は無線局免許が必要ということで、電波法4条に書いてあるということでございますけれども、この免許に当たっては、使う設備が技術基準に適合しているかということ、電波が割り当て可能であるかということをチェックして、オーケーであれば、免許という形になります。

点線枠の明朝体で書いてあるところでございますけれども、例えば、2.4ギガヘルツ帯の無線LANは、ここで話題になっているドローン等での映像伝送等にも使われています。最近では、ラジコン用の電波としても使われていますけれども、こちらの周波数ですとか、送信出力という技術基準になるところですけれども、こちらについては、情報通信審議会で技術の専門家あるいは同じような周波数を使用するほかの電波の利用者の方々とメーカーさんに参加いただいて、技術的にどうするべきかという御議論をいただいた上で、それを踏まえて混信がないようにということで整理されて、無線設備規則という形で技術基準化していく形になってございます。

基本的に、このように技術基準をチェックしながら免許をしていくわけでございますが、中には、出力を低く抑えるということで、免許が不要というものがございます。先ほどの無線LANも同じようなものでございますけれども、ここの2つのチェックがついている、電波の出力が著しく微弱な無線、これは、本当に近接なところだけで通信するものですので、余りドローンなどに使うものではございませんけれども、2つ目の出力1ワット以下で総

務省令で定めるものということで、技術基準適合証明を受けている無線設備云々とありますけれども、先ほどの無線LAN等の機器が該当いたしますが、免許を取らずに広く使っていただいている形になります。

一方で、こちらには書いてございませんが、携帯電話等に関しては、普通、ユーザーさんは何の免許も手続も要らないところでございますけれども、携帯電話事業者が免許をかわりに取得している形になってございます。

使う電波の周波数でございますけれども、基本的には、国際的に周波数分配が決まっていまして、それに準拠した形で使っていくことが原則になってございます。

次の2ページ目を見ていただきたいのですけれども、国際電気通信連合(ITU)、国連の専門機関になりますが、こちらで世界を第一、第二、第三地域の3つに区分して、それぞれでざっくりと電波の利用法の形態を周波数ごとに決めている形になります。

ここで、上の地域でございますが、第一地域が欧州・アフリカ、第二が北米・南米、第 三がアジア・オセアニアということで、日本は第三地域に該当する形で、第一地域あるい は第二地域で使えても、第三地域の割り当てがそれらと違えば、使えない電波も出てくる ということでございます。

そのような背景もございまして、1ページ目に戻っていただきますと、一番下のところでございますけれども、例えば、5.8ギガヘルツ帯もいろいろとドローンでの映像転送等に使われているようですが、それを日本で使おうとしたときに使えないという御意見もございます。

5.8ギガヘルツ帯については、アメリカで使っているということでございますけれども、この周波数は、日本はETCで使ってございます。

先ほどの国際的な割り当てという意味では、同じような移動通信等になるわけでございますけれども、その中の細かい割り当てがそれぞれの国でいろいろと成り立ち等で異なっていることから、使えない電波が出てくるところでございます。

これをそのまま、例えば、このドローンに使いますと、ETCに混信・妨害が発生するということで、場合によっては、ETCが開かなかったりということが起きる可能性がある形になってございます。

3ページ目は、一般論としての電波でございますけれども、低い周波数から高い周波数でそれぞれ特性によって使い勝手が変わります。昔は左側の低い周波数帯を使って、いろいろな低速な通信をやっていましたけれども、だんだん高い周波数、右側を使って、たくさんの情報をたくさん送る形になってきている。

真ん中に黄色で「使いやすい帯域→需要大」と書いてございますけれども、主にこのUHF 帯、SHF帯、マイクロ波通信、この辺が、最近ですと、携帯電話ですとか、無線LANに広く 使われていて、非常に混み合っている電波帯域になってございます。

一般に、ドローンなどでもこの辺の周波数帯のものが世界的に広く出回っていますので、 安く手に入ることもございまして、この辺を使いたいというニーズが高いところでござい ます。

最後の4ページ目でございますけれども、現在、ロボットに使用可能な周波数帯、主な 無線設備を書いてございますけれども、これはロボット専用というわけではございません。

先ほど申し上げました、免許が要らない無線局ですとか、中には、青い表の一番上の73 メガヘルツ帯は昔からラジコンの専用波としてラジコンヘリとかに使っているところでご ざいますけれども、こういったものから、いろいろとほかの用途にも使っていて、ラジコ ンというか、ロボット等にも使えますというもので、こういった周波数帯がいろいろとご ざいます。

最近ですと、この2.4ギガヘルツ帯ということで、ラジコンのコントロールもやっている ケースが、特にホビー用等では多くなっております。

一方で、最近、ドローンで飛ばして、映像伝送したいという御意見もあるということで、 映像伝送系となると、先ほど申し上げたように、少し情報量が多くなりますので、周波数 帯が高いほうが一般的になってございます。

下の赤い表でございますけれども、いろいろと使われているのでございますが、一般的に、ラジコンへリ等で、今、使われているものが1.2ギガヘルツ帯という、免許が必要なものでございます。

あとは一般にドローンとかで使っていて、混信が多い等、いろいろと御意見をいただいたのが2.4ギガヘルツ帯で、これは、先ほど来、出ている無線LANと同じようなシステムを使っていますので、無線LANが非常に普及していることもございますので、混信が起きているところでございます。

ここの混信が起きているというか、これはそういったものを共用しながらみんなで使っていくという免許不要のバンドでございますので、なかなかそれを専用的という形になると、反対に無線LANが使えなくなったりということが起こり得る状況になるということでございます。

背景、電波利用の制度と電波の割り当てについて、ロボット関係を中心に簡単に御説明させていただきました。

以上でございます。

〇八田座長 どうもありがとうございました。

今の御説明に対して、御質問はありますか。

○坂村委員 今の御質問は全くそのとおりだと思って、この問題が難しいと私が思っているのは、第一に、これはITUもいるし、勝手に我が国だけで何かをやってしまうわけにはいかないことがありますね。

例えば、周波数帯を勝手に変えてしまうとか、使用目的を変えてしまうとか、また、パワーアップも勝手にやってしまうわけにはいかないですね。多分、ドローンなどで問題になっているのは、ここのところを見てもわかるように、使う項目のところで、昔は自動走行とか、ドローンというものはなかったのに、最近、そのようなものが出てきたので、問

題になっているわけです。使用目的の違いが問題なのは、情報処理だけのネットワークだと無線LANでちょっと切れてしまっても、どうということはないかということになるのですけれども、ドローンとか、自動走行のような現実空間を動いているものの場合だと遅れが事故につながるので、問題があるかもしれない。ドローン、自動走行に関しては、特定目的のことでどのような問題が起こるのかという研究を直ちに始めていただいて、何かルールを決めれば解決するような問題はルールを決めて、早急にこのような研究がうまくいくようにサポートをしていただければいいのではないかと私は思うのです。

ほかの岩盤規制と違って、勝手に周波数をこちらにしろとか、使いやすいからこうだとか、パワーアップをもっとしろとかということを言うのはおかしいと思う。

だって、いろいろな人たちが電波を使っているわけだから、ドローンと自動走行だけが一番重要だなどという話はどこにもないですね。それでETCが使えなくなったって困るし、ほかの無線LANが使えなくなったら、今度は逆にまた困るわけだから、ただ、今、整理がなされていないことだけは事実で、自動走行とドローンというものが明らかに出てきたし、特に自動走行に関しては実用も間近になってきていますから、ちょっと急いで、どのようなルールでどのようにするのかとか、まだあいている周波数で、その特定目的に対してちゃんと割り当てられるのだったら、それをきちんと総務省で早急にやればいいのではないかと思うのです。

少なくともルールはつくったほうがいいという感じは、ドローンのある周波数帯を使うときに、何か要るような気がしますけれども、少し技術検討をしないと、 規制があるから壊せばいいという、簡単な問題ではないことはよく理解しているのです。 〇田原課長 御指摘ありがとうございます。

まさしくおっしゃるとおりでございまして、私どももそこを重々認識しておりまして、 やはりロボットの方々は電波を余り御存じない方がいらっしゃるので、例えば、アメリカ で売っているものをそのまま買ってきてしまって、端的に言ってしまうと、そのまま使う と、先ほどの技術基準適合品ではない形になるので、違反機器になる、不法開設罪に該当 してしまうのですけれども、ドローンの利用形態によって、またいろいろなニーズがある と思うのです。

それが結構ばらばらに入っているということもありましたので、昨年秋以来、私どもも電波を知っている産業の方というか、メーカーさんとか、通信事業者さんとか、この辺も入っていただいてちゃんと議論する必要があるのではないかということで、業界団体に検討会をつくっていただきまして、去年の秋、11月以来、まず、このニーズの整理、今、先生から御指摘がありましたように、どのような形でどのようなニーズあるのですかと、それにはどういった電波の特性というか、どのぐらいの帯域が必要で、どのぐらいの伝送速度が必要かということを、ばらばらではなくて、ばらばらだと本当に個別に議論しないといけなくなるので、ある程度はそろえるものはみんなそろって、まず、それを整理する必要がありますと。その上で、では、どこの電波を使って、今の国内の電波の利用状況から

して、どこが少し広げられますかとか、どこを少し緩めてもいいですかという議論をする 必要があるだろうと考えておりまして、一応、その業界団体にも年度内ぐらいにニーズの 整理とかをしてもらえないかということで検討していただいていることもあり、今、3月 でございますので、大体まとまってくるということで、私どもとしては、近々先ほどあった情報通信審議会で、そういった今までのニーズの検討等を踏まえて、技術基準のベース になる技術的なところの検討を始めようと、今、準備しております。

そこで、どこの電波を使いますかとか、いろいろとあるのですけれども、そうなると、 真っさらな電波は使い勝手のいいところではほとんどないものですから、ほかとの共用を 考えていただかなければいけないので、当然、今、使っているほかの方々にも参加してい ただいて、どこまでいいですかと御議論いただく必要があると思っております。

ただ、白黒というものでもないので、先生もおっしゃいましたけれども、そこはルールで運用の条件を、今までのラジコンも、結局は大体同じところで使うときは運用調整をして、譲り合いながら、この時間はAさんが使って、この時間はBさんが使うみたいにして、うまくやっていただいているので、そのような仕組みをできるところは入れていくということで。技術的に混信を排除できるようなところはそういった技術を入れていくということになります。

ただ、全く新しいものになると、また機械が高くなったりしますので、なるべく普及品ですね。このWi-Fiとかを使っている、近くの周波数を使うようなもので考えていくとか、そのようなものをベースにしながら、至急検討していこうということで、まさに体制を立ち上げようとしているところでございます。

○八田座長 ちょっと質問なのですけれども、今のお話はよくわかったのですが、8.5は、 米国では無線LANで使っていて、日本ではETCだということなのですが、先ほどのお話で、 基本的には第一地域、第二地域、第三地域で分けられているわけですけれども、物によっ ては、それにもかかわらず使えるということなのですか。

## ○田原課長 御指摘のとおりです。

割り当てが完全に違ってしまっていて、例えば、アメリカではいいのだけれども、日本では絶対にだめというものもございます。

中には、今のようなもので、同じような移動通信関係のように使われているので、そこはある程度の調整が可能というものもございます。

例えば、5.8ギガヘルツ帯でございますけれども、今、ETCで日本の場合は使っているということでございます。私どもが昨年懇談会を開いていろいろと議論をしていたのですけれども、アメリカでは無線LAN、Wi-Fiに使っているということで、全くアメリカと同じようにいくかどうかはわからないのですけれども、ある程度、日本のWi-Fi環境も同じようにしていこうと。先ほどの2.4ギガヘルツ帯も混んできてしまって、夜にお宅でWi-Fiを使うと、いっぱい近くでWi-Fiを使っていて、つながりにくく、遅くなることがあります。これから5ギガヘルツ帯のWi-Fiも広がってくると思いますが、そのときにやはりニーズが広が

るのだろうということで、今、日本では使えないこの辺もWi-Fiに使えるようにしていこうではないかという議論は、並行してやっております。

こちらについても、今、使っているETC等との干渉、どこまでなら許容できるのかという 技術評価をしなければいけませんので、今、ちょうどその技術評価をしているところでご ざいまして、整理がついた段階で、無線LAN、Wi-Fiに使えるようにしていこうと。

そのときに、先ほど坂村先生からも御指摘がありましたけれども、ドローンという新しい使い方が出てきているので、そのような利用形態も含めて、そこの技術的条件とかを定めていけば、今よりも使いやすい形が実現できるのではないかと思っていますので、ちょうどそういったWi-Fiの議論と、海外でドローンが使っている周波数が、大体2.4ギガヘルツ帯も、5.8ギガヘルツ帯もそうなので、そのような議論は一緒にやると。先にどちらかが入ってしまうと、後から入ってくる人に対して、いや、電波干渉するからやめてくれという議論があるのですけれども、同じようなときに想定して議論しておけば、先ほど申し上げたとおり、ある程度、ドローンでも使いやすいような形でシステムが実現できるのではないかと思って、私どもは対応していくつもりでございます。

- ○八田座長 どうぞ。
- ○阿曽沼委員 業界団体で去年の秋より議論がスタートしているとの事ですが、この業界 団体はどちらの団体ですか。
- ○田原課長 電波産業会というところが、主に無線機器と放送機器の団体です。
- ○阿曽沼委員 多くの工業会は、基本的に行政におもねって、前向きな、活発な議論が出てこない可能性があるのではないかと心配ですが。
- ○坂村委員 電波に関しては、そんなことはないですよ。
- ○阿曽沼委員 電波はそんなことはないですか。

業界なども含めて、広く議論をして、スピード感を持っていただくことが重要だと思います。

○田原課長 例えば、その検討会には千葉大の野波先生も入っていただいて、一緒に御議論いただいています。もちろん、ロボット業界ですとか、建設業界の方とか、ユーザー団体の業界さん、建設会社の方も入っていただいて議論をしております。

片方からの議論にならないように。どちらかからだと、どうしても議論が偏ってしまう。 ○阿曽沼委員 ありがとうございました。

○坂村委員 電波に関しては、ほかのものと非常に違って、当たり前なのだけれども、みんなが使いたがるのです。

だから、ここでもって政府が何かを言ったからといって、意見を言わない人などはいないと私は思います。

- ○阿曽沼委員 それは良かったです。
- ○坂村委員 どんな業界の人も物すごくいろいろなことを言って、特に一番もめるのは放送のところと携帯電話ですけれども、これは新聞にも出るぐらいで、いろいろと主張する

人が出てくるぐらいで、それをどのように調整するかということは非常に大変なのだけれ ども、今、阿曽沼さんも言ったように、一番大事なことはスピード感だと思うのです。

特に、今、特区はスピードを求めようとしているので、特に自動走行の自動車とドローンに関しては、特別にスピードをアップして、いろいろと御納得いただけるようなグループをつくれれば、大体いいのではないかと思うのです。

さすがにドローンをやっている人だって、ほかの分野よりドローンのほうが偉いなどということはめちゃくちゃだから、そのようなことを言ったら、それはおかしいとなります。

放送も重要だし、ETCも重要だし、ドローンも重要だし、ロボットも重要だと言っている ときに、電波はみんなのものだから、ドローンとロボットだけが重要だという話はおかし いです。

放送や携帯電話は今までもあったけれども、今までないものが出てきたから、検討を早めてある程度の答えを、こうしましょうというルールを作るとか、ほかの業界の人たちと、携帯電話をやっている人とか、ETCを使っている人とかとの間で合意をとるような努力を、もうちょっとスピード感を持ってやってくれることが、これに関しては、一番大事なことではないかと思うのです。

誰もめちゃくちゃは言っているわけではないし、野波先生もそんなことはよくわかっていると思うから、めちゃくちゃは言えないと思うのだけれども、スピード感というところが重要なのだと思うのです。そのスピード感を出してほしい。

○八田座長 そこに関しては、どのような感じにしますか。

ともかく検討が始まっていて、今年度で一応の検討がなされるということですが、例えば、5.8などについては、例えば、8ぐらいまでには可能とか、少なくともそのような検討がなされているということですか。

○田原課長 検討のスケジュール感でございますけれども、基本は、先ほど申し上げた、 例えば、業界団体でやっていただいて、ニーズの整理は今年度内というものがあります。

この技術基準というか、新しいこれをやるときに一番時間がかかってしまうものが、先ほど御指摘がありましたけれども、例えば放送と干渉し得るとなると、そことの調整で、混信が起きませんという、要は証拠を出さないといけないのです。

机上計算で済んでいるうちは、結構、短期間でできたりするのですけれども、最近はいるいろと混み合っている関係上、実際に、この場合ですと、ドローンにそのような無線局を使わせて高いところを飛ばして、どの程度の干渉が起きますかということを評価をして、この程度ならオーケーですねということで整理をしていきます。そこに、若干、時間がかかるということでございます。

例えば、先ほどの5.8ギガヘルツ帯の議論でございますけれども、今、5ギガヘルツ帯の無線LANの拡張の議論をしていて、今年度、5.8ギガヘルツ帯よりももっと下を先に検討しておるものですから、来年度、5.8ギガヘルツ帯の議論を1年かけてやる形になっています。

一方で、このドローンの議論でございますけれども、今、私どもが想定しているものが、

年度内でニーズを整理していただくので、それを踏まえて技術的検討に来年度に入りますということで、私どものスケジュール感ですと、来年度に片をつけるイメージでおります。 ○坂村委員 もう一つ、ここは、今、近未来技術実証プロジェクト特区を募集していて、 資料1の表に書いてありますけれども、ここを特区にするといったときに、多分、ドローンにしろ、自動走行にしろ、このような技術認証をするために特別な地域で、そこに住んでいる人たちもいいというのだったら、何か問題が起こったとしてもいいと言っている人たちなのだから、そこを特区にしてどんどん実証実験をやろうとしているわけなので、そのようなところでいろいろなことを総務省から御援助していただいて、特区なら少しやってもいいということがあるならば、それは総務省も立ち会ったっていいと思うのだけれども、これに協力するということで、何か特区でできるようにしてあげたらどうなのかと思うのです。

そこのところで、例えば、特区になるところが、放送と混信しても構わないからやって くれと言うのだったら、住んでいる人たちがいいと言っているのだから、それはいいので はないのかという感じはありますね。

ETCはまずいけれどもね。

○八田座長 特にETCの場合はいろいろ問題があるかもしれないけれども、もう一つ、全体で出力増大のようなケースです。これなどはまさに坂村先生がおっしゃったようなことが可能になるのではないか。

だから、ある意味で、先ほどおっしゃった、検証が必要だということに利用するという こともあり得るのではないでしょうか。

- ○坂村委員 全くそのとおり。
- ○田原課長 私どもは、この特区の議論を聞いていて、そういった本当の評価のため、い ろいろと特区の御意見のところで、普通に何でも使えるようにしてくれと言われてしまう と、いや、それは無理ですよという話になります。

例えば、先ほどの5.8ギガヘルツ帯とか、特定のものをある程度の出力の範囲でということで、この地域ということであれば、あらかじめそこで評価ができます。

そこで免許なしでどうのというと、なかなか難しいのですけれども、場所が決まって、 環境が決まれば、これは技術基準的な書面を取らなければいけないというのですけれども、 そのようなことは全然なくて、場所が決まれば、私どもはある程度は先に評価ができます。

例えば、アメリカのものを持ってくるみたいなものだと、大体、アメリカでの技術基準 には合っているという程度までは確認できているので、免許手続にしても、非常に短期間 でできるようになります。

そのようなことで、そこの場では実験しやすくしていくということは対応できると思っています。

そこの評価の結果を、全国のところの、先ほどの技術的な評価のところで反映ということは十分あり得る議論でございます。

何でもかんでもと言われてしまうと。

○坂村委員 そんなことは言っていない。

何でもかんでも自由、そこだけは野放図にしろなどということではなくて、特定目的は 決まっているから、そのものに関しての実証と解釈していただいて、協力いただければ、 うまくいくのではないかと思うのですけれどもね。

- ○田原課長 あと、ドローンですので、飛んでいくときにも、例えば、何とか市だったら、 隣の市への影響等もあることはよく考えてくださいという前提はつきますけれども、いず れにせよ、ある程度はそういった前提があって、目的がはっきりしていれば、いろいろ議 論ができます。
- ○八田座長 それであれば、非常にエンカレッジングで、私どもも、出てきた提案で、具体的にこのような場所でこのような要望があることをお伝えして、それを御検討いただくという、今後の検討のプロセスの中に入れていただいて、なるべく早く、少なくともことしの秋の国会には出せるような形でやりたいと思っています。
- ○田原課長 多分、よほどのことがないと、電波法の法改正まではいかない、省令対応のような話になると思います。
- ○坂村委員 法律を変える必要はないですね。
- ○田原課長 そこまでの話にはならないと思っております。

根本のところに入ってくると別ですけれども、そのような話でもないのだろうと私どもは思っております。

- ○坂村委員 それを早く、協力すると声明を出せばいい。直ちに解決する問題で、余りも めるような問題ではないと思っているのです。
- ○田原課長 私どもも、近々そのような議論を始めたいという話があって、そこでは、このように使いたいと言っている人たちの意見も聞きたいと思っていまして、そのような意味から、どのような提案が出ているのかということを教えてくださいということで、我々も情報をいただければ。
- ○坂村委員 これが決まるのはいつでしたか。
- ○八田座長 場所はあれでしょうね。もうちょっと後になりますね。
- ○坂村委員 だから、それはこちらとしても、決まったら直ちにその人たちと話をして助ける。決まる前だっていいですよ。
- ○八田座長 決まる前も提案が出ているわけだから。
- ○田原課長 提案が出ている方で、どういった具体的なことをやっているのか、オープン 情報であれば、我々もそういった方々に聞いて。
- ○坂村委員 藤原さん、これは出せないのですか。
- ○藤原次長 公開を希望している方とそうでない方がいらっしゃるので、またちょっと振り分けの作業なども、今、しておりますので、少し整理をして、またお届けをしたいと思います。

- ○坂村委員 というか、検討すると言ってくださっているのだから、だったら、先出しで 勉強してもらえば。
- ○藤原次長できるだけ速やかに。
- ○坂村委員 速やかにやれば、お互いに損することは何もないのではないですかね。
- ○田原課長 できるところとできないところがあるので、それを我々もクラリファイして いかないと、議論を進めることができません。
- ○八田座長 ほかに、委員の方からございますか。 事務局から、何か御意見はありますか。
- ○藤原次長 坂村先生、八田先生にまとめていただきましたけれども、これはきちんとした全国ベースのルールを、総務省を中心にきちんとやっていただいていることを前提に、まさに実証、実験の場としての特区ということでスピード感を持って、その部分は、必要があれば、制度改正も早くしていただくといったアプローチだと思いますので、ぜひ総務省におかれても御協力いただければと思っております。

そんな形でよろしくお願いします。

○八田座長 これは副大臣、政務官は本当に力を入れておられますので、どうぞよろしく お願いいたします。